

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																																																
事業名	通常砂防事業																																															
地区名	百々川第1支川																																															
事業箇所	知多郡南知多町大字豊浜地内																																															
事業のあらまし	百々川第一支川は、知多郡南知多町に位置し、保全対象として第2次緊急輸送道路である一般県道豊丘豊浜線と人家36戸を抱える土石流危険渓流である。 土石流による土砂災害から人命財産及び公共施設を守るため、砂防堰堤及び渓流保全工を整備し、土砂災害対策を推進する。																																															
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人家36戸及び一般県道豊丘豊浜線を土砂災害から保護する。 <p>【副次目標】（必要に応じて記載する）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 																																															
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th colspan="5">内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2.0億円</td><td>□工事費 1.7億円、□用補費 0.1億円、□その他 0.2億円</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳					2.0億円	□工事費 1.7億円、□用補費 0.1億円、□その他 0.2億円																																							
事業費	内訳																																															
2.0億円	□工事費 1.7億円、□用補費 0.1億円、□その他 0.2億円																																															
事業期間	採択予定年度 平成29年度 着工予定年度 平成30年度 完成予定年度 平成33年度																																															
事業内容	砂防堰堤工 1基、渓流保全工 26m																																															
II 評価																																																
①事業の必要性	1) 必要性	流域は荒廃が著しく、不安定土砂が多く堆積しており、豪雨等により土石流が発生した際に甚大な被害が発生する恐れがあるため、土石流対策を行い、保全対象を保護する必要がある。																																														
	判定	A	A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																																													
②事業の実効性		【理由】	土石流から保全対象を保護する必要があるため。																																													
	1) 事業計画	<p>事業計画及び実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H29</th><th>H30</th><th>H31</th><th>H32</th><th>H33</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・設計</td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>用地補償</td><td></td><td>↔</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>工事</td><td></td><td></td><td>↔</td><td></td><td>↔</td></tr> <tr> <td>・堰堤工</td><td></td><td></td><td>↔</td><td></td><td>↔</td></tr> <tr> <td>・渓流保全工</td><td></td><td></td><td></td><td>↔</td><td>↔</td></tr> <tr> <td>事業費（億円）</td><td colspan="5">2.0</td></tr> </tbody> </table> <p>※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。</p>							H29	H30	H31	H32	H33	調査・設計	↔					用地補償		↔				工事			↔		↔	・堰堤工			↔		↔	・渓流保全工				↔	↔	事業費（億円）	2.0			
	H29	H30	H31	H32	H33																																											
調査・設計	↔																																															
用地補償		↔																																														
工事			↔		↔																																											
・堰堤工			↔		↔																																											
・渓流保全工				↔	↔																																											
事業費（億円）	2.0																																															
2) 地元の合意形成	過年度土砂災害防止法に基づく地元説明会を実施した際、土砂災害対策の要望の声が高まっていたため、合意形成は図られていると判断する。																																															
判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。																																														
	【理由】	事業計画に無理はなく、地元の合意形成も図られているため。																																														
III 対応方針																																																
事業実施	事業実施が妥当である。：上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。																																															

IV 事後評価実施の有無と主な評価内容

■対象（事業完了後5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

- ・該当なし

【主な評価内容】

- ・砂防堰堤や保全対象の状況から事業効果を確認する。